ACSES ニュースレター_２２４０号（2022 年 1 月 11 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇アスファルト工場のミキサーで男性 2 人死亡　メンテナンス中に稼働か<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・110 番通報、2 割が緊急要せず「息子起こして」「酔った。送って」<新聞報道>
・その他の事件
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・次世代高速炉の日米研究基盤に、国内実験施設の機能拡充<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 化学物質の環境リスク初期評価（第20次取りまとめ）の結果について<環境省>
[4] 「労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化予定物質リスト（R03)」「義務化候補物質リスト（R04・R05)」掲載<労働安全衛生総合研究所>
職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介
～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～
[5] せっけんが有害？環境省、異例の判断先送り　誤解恐れるメーカー<新聞報道>
[6] 健康安全
◇仕事ストレスの発散法、世代で差　「バブル」は旅行、「Z」は食事<Web 報道>
[7] 廃棄物関係
◇プラごみ一括回収に交付税　市区町村の財政負担を軽減<Web 報道>
[8] 温暖化対策関係
◇政府、インドネシア石炭発電に参画へ
石炭火力でアンモニア「混焼」、政府がインドネシアで脱炭素事業に参画へ<新聞報道>
◇排出権高騰、脱炭素の課題に　「緑のインフレ」に拍車―欧州<Web 報道>
[9] 海外の化学物質管理情報
〇欧州：６件　〇米国：12 件　〇カナダ：１件　〇オーストラリア：２件
[10] その他　２件
[付録]
◇化学物質規制の見直しについて（職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント）
～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～<労働安全衛生総合研究所>

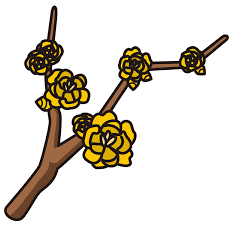

蝋梅（ロウバイ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇アスファルト工場のミキサーで男性２人死亡　メンテナンス中に稼働か

＜朝日新聞　2022 年１月９日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ19666BQ19UTILOOY.html

9日午後2時ごろ、東京都府中市四谷5丁目のアスファルト製造会社「多摩アスコン」の工場から、「ミキサーの機械の中に2人が閉じ込められた」と119番通報があった。警視庁や東京消防庁によると、消防が救助活動を行ったが、40代男性と20代男性の死亡が確認された。

府中署などによると、ミキサーはアスファルトの材料を混ぜるためのもので、2人はミキサーのメンテナンス作業中だったという。何らかの原因でミキサーが稼働し、2人が巻き込まれたという。多摩アスコンのホームページによると、同社は2016年設立。アスファルトの製造や販売などを主に行っている。

◇その他の事故、事件

◇110 番通報、２割が緊急要せず「息子起こして」「酔った。送って」

＜毎日新聞　2022 年１月 10 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220109/k00/00m/040/113000c

警察庁は 10 日の 110 番の日に合わせて、全国の警察が 2021 年 1～11 月に受理した 110 番は 784 万 6738 件だったと発表した。新型コロナウイルス禍で外出自粛が続いた影響で、大幅に減少した前年の同時期と比べ２・5%増にとどまった。比較できる 11 年以降で２番目に少ない。

一方、通報全体の 19・3%に当たる 151 万 6082 件は緊急の対応を必要としない通報だった。「コロナ対策のため、入院中の妻と面会ができない」といった相談や、「息子が起きないので警察官に電話で起こしてもらいたい」「酔っ払ったのでパトカーで自宅に送ってもらいたい」などの内容があった。

同庁は、事件・事故や災害など以外は警察相談専用電話（＃9110）の利用を呼びかけている。

・奈良県医大病院の医師逮捕　高校生のスカート内を盗撮疑い

＜共同通信　2022 年１月８日＞　https://nordot.app/852324818950553600?c=39546741839462401

・放火疑い、長崎大生を再逮捕へ　自宅アパートや付近住宅に

＜共同通信　2022 年１月５日＞　https://nordot.app/851389281150369792?c=39546741839462401

・横浜国立大生の男逮捕 小学生女児２人にわいせつ

＜FNN プライムオンライン　2022 年１月７日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/295255

□***大災害、原発事故対策***

[原子力施設全般]

・次世代高速炉の日米研究基盤に、国内実験施設の機能拡充

＜読売新聞　2022 年１月 10 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20220109-OYT1T50126/

****

[2] [特集] ***新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022年1月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23276.html

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022年1月9日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00331.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年１月９日版）

＜厚生労働省　2022年1月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23275.html

---

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

・全国のコロナ感染確認　2 日連続で 8000 人超

＜TBS NEWS　2022 年 1 月 9 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/2c87f23d6a42c03cb7f43e26715f469678e524ab

・沖縄米軍のコロナ感染　世界最悪級に…10 万人当たり 1905 人　本紙試算

＜琉球新報　2022 年 1 月 8 日＞　https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1448504.html

・米の感染者 最も深刻な水準に 生活にも影響

＜NHK　2022 年 1 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220109/k10013422261000.html

・米シティ、14 日までにワクチン未接種の従業員を解雇へ　関係筋

＜REUTERS　2022 年 1 月 8 日＞

https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-citigroup-idJPKBN2JH1FY

[対策・予防]

◇<u>大学等関係</u>

・大阪大がコロナ対策検証するシンポとセミナーを 10、12 日に開催

＜朝日新聞　2022 年 1 月 8 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ176X97Q16PLZU002.html

大阪大学が昨年 4 月に開設した「感染症総合教育研究拠点」は 10、12 日、発足を記念して開く新型コロナウイルス対策を検証するシンポジウムやオンラインセミナーの参加者を募集している。

10 日のシンポジウム「COVID―19 から学ぶ　大阪大学における感染症研究のミッション」は午後 1 時～5 時、大阪市北区中之島 5 丁目のグランキューブ大阪 12 階特別会議場で。拠点長の松浦善治特任教授や国立感染症研究所の脇田隆字所長の講演に続き、研究者や自治体担当者らを加えたパネルディスカッションなどを予定している。会場は定員 200 人、オンライン配信もある。

12 日のオンラインセミナー「感染症対策を振り返る」は午後 2 時～5 時半。「科学的情報に基づいた感染症知識の向上にむけて」と題して行動経済学や数理分析などの研究チームが発表した後、経済学者らによる鼎談（ていだん）「コロナ政策の論点と振り返り」がある。

いずれも参加無料。申し込みは、ウェブ（https://www.ocans.jp/osaka-u?fid=EfEyCVPN 別ウインドウで開きます）から。問い合わせは同拠点事務室に電話（06・6879・4903）か、メール（info@cider.osaka-u.ac.jp メールする）。

・<u>感染急増で仏の教育現場が悲鳴 教師の欠勤・休校・学級閉鎖相次ぐ</u>

＜テレ朝 news　2022 年 1 月 8 日＞

https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000240798.html

新型コロナウイルスの感染者が急増しているフランスでは、教師の 8%が欠勤するなど教育現場で混乱が広がっています。

フランス政府は 6 日、全国の小学校・中学校・高校のうち 28 校がコロナで休校になり、9202 のクラスが学級閉鎖になっていると明らかにしました。

学校が再開した今月 3 日からの 4 日間で児童・生徒 4 万 7453 人の感染が確認されています。

コロナが原因で欠勤している教師も全体の 8%ほどに上り、今後 15%まで増える恐れがあるということです。

中学校の校長：「とても、とても、とても困難です。コロナの感染拡大が起きています。経験したことのないほどの速さです」

フランスでは連日 20 万人を超える新規感染者が出ていて公共サービスの維持が課題となっています。

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

・沖縄の医師ら休業続出、逼迫懸念　感染や濃厚接触で「医療崩壊」―新型コロナ
＜時事ドットコム　2022 年１月８日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022010700997&g=soc

・低い重症化率でも医療逼迫の恐れ　オミクロン株
＜産経ニュース　2022 年１月９日＞
https://www.sankei.com/article/20220109-AKTNIMEHZNNKTKK7QSDLM53GVQ/
****

[3] 化学物質の環境リスク初期評価（第20次取りまとめ）の結果について

＜環境省　2021 年 12 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/110324.html

環境省は、化学物質による環境汚染を通じて、人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止するため、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の審議を踏まえ、「環境リスク初期評価（第20次取りまとめ)」を取りまとめました。その結果、健康リスク初期評価で１物質について「詳細な評価を行う候補」とされました。

「詳細な評価を行う候補」とされた物質については、関係部局の連携の下で、詳細な評価の実施を含めた対応を図ることとしています。

１．はじめに

現代の社会においては、様々な産業活動や日常生活に多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便を提供しています。また、物の焼却等に伴い非意図的に発生する化学物質もあります。これらの化学物質の中には、人の健康及び生態系に対する有害性を持つものが多数存在しており、適切に取り扱われなければ、環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響を及ぼすおそれがあります。

このような悪影響の発生を未然に防止するためには、こうした化学物質が、大気、水、土壌等の環境媒体を経由して環境の保全上の支障を生じさせる蓋然性（以下「環境リスク」とする。）について、科学的な観点から定量的な検討と評価を行い、その結果に基づいて、必要に応じ、環境リスクを低減させるための対策を進めていく必要があります。

このため、まず、科学的な知見に基づいて、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが大きいと想定される物質をスクリーニング（抽出）し、その上でより詳細なリスク評価を行う必要があります。環境省では、この最初のステップを環境リスク初期評価と位置付けています。

２．環境リスク初期評価について

（１）　実施主体

環境省環境保健部環境リスク評価室では、平成９年度から化学物質の環境リスク初期評価に着手し、国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域の協力の下、その結果をこれまで 19 次にわたり取りまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第１巻～第 19 巻）として公表しています。

この環境リスク初期評価の結果の取りまとめに当たっては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において審議されています。

（２）　評価結果の活用

環境リスク初期評価において、「詳細な評価を行う候補」及び「関連情報の収集が必要」と評価された物質については、関係部局等との連携と分担の下で、必要に応じた対応（「詳細な評価を行う候補」とされた場合には、より詳細なリスク評価の実施等、「関連情報の収集が必要」とされた場合には継続的な環境濃度の監視、より高感度な分析法の開発等。）を図ることとしています。

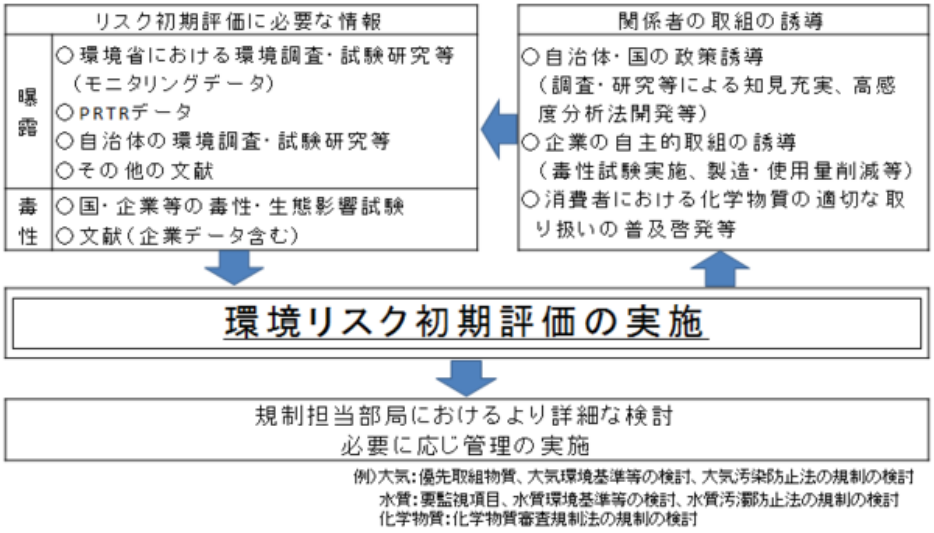

図　環境リスク初期評価による取組の誘導と化学物質に係る情報の創出

（３）　構成

環境リスク初期評価は、人の健康に対するリスク（健康リスク）評価と生態系に対するリスク（生態リスク）評価から成り立っており、以下の３段階を経て、リスクの判定を行っています。

①有害性評価　　人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量（濃度）－反応（影響）関係を整理

②曝露評価　　人及び生態系に対する化学物質の環境経由の曝露量の見積もり

③リスクの初期評価　有害性評価と曝露評価の結果を考慮

（４）　対象物質

非意図的生成物質や天然にも存在する物質を含め、環境省内の関係部局や有識者から、各々の施策や調査研究において環境リスク初期評価を行うニーズのある物質を聴取するとともに、環境モニタリング調査結果において検出率が高かった物質等の中から、有識者の意見等を踏まえ、優先度が高いと判断されたものを選定しています。

（５）　評価の方法

化学物質の環境リスク初期評価ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づいて、リスクの判定（具体的には、健康リスク評価、生態リスク評価について、それぞれ以下のとおり実施。）を行うとともに、既存データの解析及び専門的な見地から情報収集の必要性に関する総合的な判定を実施しています。

①　リスクの判定

○健康リスク評価

有害性に閾値があると考えられる場合には、無毒性量等を予測最大曝露量（又は予測最大曝露濃度）で除した値（MOE（Margin of Exposure））を求めて判定します。

MOE	判　　定
10 未満	詳細な評価を行う候補と考えられる。
10 以上 100 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。

100 以上	現時点では作業は必要ないと考えられる。
算出不能	現時点ではリスクの判定ができない。

有害性に閾値がないと考えられる場合は、過剰発生率による評価を行います。

過剰発生率	判　　定
10^{-5} 以上	詳細な評価を行う候補と考えられる。
10^{-6} 以上 10^{-5} 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
10^{-6} 未満	現時点では作業は必要ないと考えられる。
算出不能	現時点ではリスクの判定ができない。

〇生態リスク評価

予測環境中濃度（PEC）を予測無影響濃度（PNEC）で除した PEC/PNEC により判定します。

PEC/PNEC	判　　定
１以上	詳細な評価を行う候補と考えられる。
0.1 以上１未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
0.1 未満	現時点では作業は必要ないと考えられる。
情報不十分	現時点ではリスクの判定はできない。

②　　報収集の必要性に関する総合的な判定

リスクの判定結果を踏まえつつ、化学物質の製造量、用途、物性、化学物質排出把握管理促進法による届出排出量を用いたモデル等による環境濃度の推定結果等の関連情報に基づいて、専門的な観点から、更なる情報収集の必要性について総合的な判定を実施します。

なお、初期評価を実施する際には、その趣旨に鑑み、環境リスクが高い物質を見逃してしまうことのないよう、有害性評価においては複数の種について毒性データを活用し、より低用量で影響が出たデータを利用する、曝露評価においては原則として検出最大濃度を利用する等、安全性を重視した取扱いを行っています。

３．環境リスク初期評価（第 20 次取りまとめ）の結果について

(1) 対象物質

今回の第 20 次取りまとめにおいては､環境リスク初期評価(健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価)を 10 物質について、生態リスク初期評価を５物質について、それぞれ取りまとめました。

今回の第 20 次取りまとめによって、これまでに 306 物質の環境リスク初期評価と 99 物質の生態リスク初期評価が取りまとめられたことになります。

(2) 結果

①環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価）

対象とした 10 物質の環境リスク初期評価の結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりです。なお、「メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート」については、加水分解性が高いため、生態リスク初期評価は実施しませんでした。

評価結果	健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補 （添付資料中の判定表記 ■）	【１物質】 吸入曝露（一般環境大気） ・*N*-ニトロソジメチルアミン 経口曝露 ・*N*-ニトロソジメチルアミン	【０物質】
B. 更なる関連情報の収集が必要 （添付資料中の判定表記 ▲）	【３物質】 吸入曝露（一般環境大気） ・*N*-ニトロソジエチルアミン ・メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート* 経口曝露 ・*N*-（シクロヘキシルチオ）フタルイミド* ・*N*-ニトロソジエチルアミン	【４物質】 ・クロロ酢酸エチル* ・*N*-（シクロヘキシルチオ）フタルイミド* ・トリフルオロ酢酸 ・モノフルオロ酢酸*
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い （添付資料中の判定表記 ○）	【６物質】 ・クロロ酢酸エチル ・2,4-ジクロロアニリン ・トリフルオロ酢酸 ・4-(2-フェニルプロパン-2-イル)フェノール ・*n*-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル ・モノフルオロ酢酸	【５物質】 ・2,4-ジクロロアニリン ・*N*-ニトロソジエチルアミン ・*N*-ニトロソジメチルアミン ・4-(2-フェニルプロパン-2-イル)フェノール ・*n*-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

＊　既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、２．(5)①の MOE や過剰発生率、PEC/PNEC 比では「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「現時点ではリスクの判定ができない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。詳細は評価書本文を参照。

②追加的に実施した生態リスク初期評価

対象とした５物質の生態リスク初期評価結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりです。

評価結果	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補 （添付資料中の判定表記 ■）	【０物質】
B. 更なる関連情報の収集が必要 （添付資料中の判定表記 ▲）	【０物質】
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い （添付資料中の判定表記 ○）	【５物質】 ・ジフルオロ酢酸 ・セルトラリン ・トリメトプリム ・パロキセチン ・フェニトイン

４．今後の対応について

（１） 結果の公表

- 環境リスク初期評価の結果は、「化学物質の環境リスク初期評価：第20巻」として取りまとめるとともに、インターネット上で公表します（下記アドレス参照）。

  http://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html

- また、環境リスク初期評価から得られた科学的知見を、一般消費者は日常生活において、企業は経済活動において、より容易に活用することができるよう、物質ごとの初期評価の結果の要約を作成し、インターネット上で公表します。

（２） 関係部局等との連携

- 「詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、規制当局である関係部局、自治体等へ評価結果の情報提供を行い、緊密な連携を図ることにより、各主体における取組（例：詳細なリスク評価の実施、環境調査の実施、より詳細な毒性情報の収集等）への活用を求めることとしています。
- また、「更なる関連情報の収集が必要」とされた化学物質については、個々の評価の内容を踏まえて関係部局との連携等を確保し、環境中の存在状況や有害性に係る知見等の充実を図ることとしています。

（３） 環境リスク初期評価の再実施

環境リスク初期評価は、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが大きいと想定される物質のリスク評価を行う最初のステップと位置付けられています。そのため、これまで曝露又は有害性情報等が不足し、評価を行うことができなかった物質（例えば、「更なる関連情報の収集が必要」とされた物質等）や新たな情報により評価結果が変更となる物質等については、新たに情報を収集の上、環境リスク初期評価の対象物質とすることについて検討します。

なお、改めて環境リスク初期評価を行った結果は、逐次公表します。

（４） 今後の課題・評価対象物質

- ガイドラインについて、OECD 等における試験法及び評価手法に関する検討状況を把握し、新たな知見等を踏まえて、今後も必要に応じて見直しを図ります。
- QSAR（定量的構造活性相関）については、生態リスク初期評価において QSAR 予測値を算出するとともに、専門家による総合的な判定の根拠の一つとして QSAR 予測値を活用していきます。
- 今後の評価対象物質は、引き続き、環境省内の関係部局等からのニーズや、環境モニタリングにおける検出状況等を踏まえ、有識者の意見等を踏まえて優先度が高いと考えられるものを選定していきます。

選定に当たっては、環境中に存在する医薬品等、非意図的に生成される物質、天然物がそのまま抽出等されて利用される物質等といった化学物質審査規制法によるリスク評価の対象となっていない物質や、用途が多岐にわたるため、用途毎の規制法の下では環境リスクの全体像の把握が困難と考えられる物質に、特に留意する必要があります。

****

[4] 「労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化予定物質リスト（R03)」「義務化候補物質リスト（R04・R05)」

＜労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)　2021 年 12 月 28 日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

〇労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化予定物質リスト（R03)

〇労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化候補物質リスト（R04・R05)

―以上　前号掲載―

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介
～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

＜労働安全衛生総合研究所　2021 年 11 月 2 日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

厚生労働省の「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」（座長：城内博　（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）は、このたび、化学物質管理に関する規制の見直しについて報告書をとりまとめましたので、公表します。

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上り、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくなく、法令規制対象外の物質が引き起こす労働災害が頻発しています。

この課題について、令和元年９月に学識経験者、労使関係者による検討会を設置し、国際的な規制動向も踏まえ、15 回にわたり議論を重ね、職場における化学物質等の管理のあり方を検討してきました。

厚生労働省は、この報告書を受けて、速やかに労働安全衛生法に基づく関係法令の改正の検討を進める方針です。

- 報告書のポイント

基本的な考え方

労働者のばく露防止対策等を定めた化学物質規制体系を、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、以下を原則とする仕組み（自律的な管理）に見直す。

o　ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充する。

o　事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

o　化学物質を譲渡・提供する場合のラベル表示・安全データシート（SDS）※1交付を義務づける対象を、約 2,900 物質※2（現在、約 700 物質）まで拡充する。

また、これらの物質の製造・取り扱いを行う場合、リスクアセスメントとその結果に基づく措置の実施を義務づける。

※1　化学物質の性状、危険有害性、取り扱い上の留意点等を記載したデータシート。国連の定めた国際基準（GHS）に基づき作成される。

※2　国による GHS に基づく危険性・有害性の分類の結果、危険性・有害性の区分がある全ての物質

o　ラベル表示等を義務づける物質のうち、国がばく露限界値（労働者がばく露する濃度の上限値）を定める物質は、その濃度以下で管理することを義務づける。

o　規制対象物質の製造または取り扱いを行うすべての事業場について、化学物質管理者の選任の義務づけや職長教育、雇い入れ時と作業内容変更時に教育を行う対象業種を拡大する。

危険有害性情報の伝達強化

o　安全データシート（SDS）の内容充実（推奨用途と使用制限の項目追加等）と定期的な更新を義務づける。

o　事業場内で他の容器に移し替えるときのラベル表示等を義務づける。

特定化学物質障害予防規則等に基づく個別の規制の柔軟化

o　特定化学物質等に関する健康診断を、一定の要件を満たす場合に緩和する。

o　化学物質の高濃度ばく露作業環境下でのばく露防止措置を強化する。

がん等の遅発性疾病に関する対策の強化

o　がんの集団発生時の報告を義務づける。

別添資料１　化学物質規制の見直しについて（職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント）～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～　----> 末尾［付録］

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000807803.pdf

別添資料２　**職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　報告書**

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000807804.pdf

****

[5] せっけんが有害？環境省、異例の判断先送り　誤解恐れるメーカー

＜毎日新聞　2022 年 1 月 10 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220109/k00/00m/100/138000c

人や環境に優しいとされるせっけんは、有害性のある化学物質か――。そんな検討が政府内で今も続いている。天然の油脂から作られるせっけんは、昔から手や体の洗浄、衣服の洗濯などに使われてきたが、なぜなのか。

せっけんが有害な化学物質の候補に

「ゼロベースで対応すべきだ。除外を検討してほしい」。昨年 11 月上旬、無添加せっけんの製造販売会社「シャボン玉石けん」（北九州市）の森田隼人社長は環境省を訪れ、こう訴えた。

ことの発端は 2020 年 2 月にさかのぼる。「化学物質排出把握管理促進法」（化管法）に基づく PRTR 制度では、人の健康や生態系に有害な恐れがあると国が判断した化学物質を「第一種指定化学物質」として定めている。対象物質になれば、事業者は排出量などを国に届け出なければならない。対象物質のリストは 10 年に 1 度見直されており、せっけんがその候補に挙げられたのだ。

せっけんは、動植物の油脂をカリウムやナトリウムでけん化して作られる。その主成分は「飽和・不飽和脂肪酸カリウム塩」と「飽和・不飽和脂肪酸ナトリウム塩」だ。自然に戻れば環境や生態系への悪影響は少ないとされてきた。せっけんを含む生活水は、排水後に大部分が水や二酸化炭素に分解されるからだ。

候補とされた流れ

なぜせっけんが第一種指定化学物質の候補とされたのか。背景には、化管法とは別の法律の存在がある。…

****

[6] *健康安全*

◇仕事ストレスの発散法、世代で差　「バブル」は旅行、「Z」は食事

＜共同通信　2022 年 1 月 9 日＞　https://nordot.app/852789929091284992?c=39546741839462401

仕事のストレスを発散する方法を、働く 16～60 歳に尋ねたところ、世代ごとに違いがあったことが 9 日、民間調査で分かった。51～60 歳の「バブル期世代」は旅行、「Z 世代」と呼ばれる 16～25 歳は食事がそれぞれ最も多かった。

人材総合サービス会社「スタッフサービス・ホールディングス」がインターネットで実施。41～50 歳の「就職氷河期世代」、26～40 歳の「ミレニアル世代」でもそれぞれ男女 500 人ずつ計 4 千人に聞いた。

ストレス発散法を複数回答で質問。「飲酒」と回答した男性は氷河期で 1 位、バブル期で 2 位だったが、Z 世代やミレニアル世代では上位 5 番に入らなかった。

****

[7] *廃棄物関係*

◇プラごみ一括回収に交付税　市区町村の財政負担を軽減

＜共同通信　2022 年 1 月 9 日＞　https://nordot.app/852820718825504768?c=39546741839462401

政府は 2022 年度から、家庭から出るプラスチックごみを一括して回収する経費の一部を地方交付税で手当てする。プラごみのリサイクルや削減、地球温暖化対策の推進を目的とした新法「プラスチック資源循環促進法」の 4 月施行に合わせ、回収業務を担う市区町村の財政負担を減らし、一括回収に乗り出してもらう狙い。

新法では弁当容器や菓子袋などの容器包装と、文房具やおもちゃなどを一括回収することを努力義務と規定。市区町村からは、ごみ収集車や作業員の配置見直し、業者への委託費など財政負担増を懸念する声が出ていた。政府は一括回収により増えた経費の一部を地方交付税で賄う考えだ。

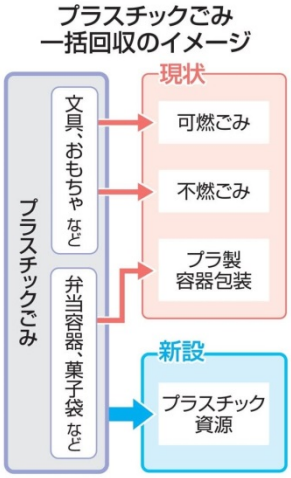

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇政府、インドネシア石炭発電に参画へ

石炭火力でアンモニア「混焼」、政府がインドネシアで脱炭素事業に参画へ

＜読売新聞　2022 年 1 月 10 日＞

政府は、インドネシアでアンモニアを石炭に混ぜて燃やす石炭火力発電事業に参画する。二酸化炭素（ＣＯ２）を排出しないアンモニアとの「混焼」を東南アジアで展開し、石炭火力への国際社会の理解が広がることを目指す。

東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）各国を歴訪中の萩生田経済産業相が、高度人材の採用支援とともに、近く表明する。混焼は、インドネシア国営の電力会社ＰＬＮのスララヤ火力発電所で、導入可能性を調べる。調査は政府が費用を負担し、ＰＬＮと三菱重工業が実施する。

世界的な脱炭素の流れを受けて、ＣＯ２の排出量が多い石炭火力には逆風が吹いている。昨年１１月に開かれた国連気候変動枠組み条約第２６回締約国会議（ＣＯＰ２６）では、４０か国以上が全廃を目指すことで合意した。

日本は、短期間のうちに再生可能エネルギーに切り替えることが難しく、石炭火力は当面必要との立場だ。岸田首相はＣＯＰ２６の演説で、アジアで燃料をアンモニアに切り替える事業などに１億ドル（約１１５億円）を投じる考えを示していた。

ほかの東南アジアの国でも混焼を支援するほか、水素燃料の活用や、火力発電で排出したＣＯ２を回収し、安定的に地中に封じ込める技術で協力する。

萩生田氏は合わせて、東南アジアやインドなどで、専門的な知識や技能を持つ５万人の高度人材に、就職機会を提供する目標も表明する。今後５年間、日本での受け入れや現地での採用増に向けた支援を強化する。

成長著しい各国の成長を取り込むには、現地事情に詳しい人材が欠かせない。日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じた企業情報の提供や、日本語教育と就業体験の一体的な提供を支援する文部科学省と連携し、外国人留学生の日系企業への就職を後押しする。

製造業のサプライチェーン（供給網）を巡っては、工程や物流の見える化を中心に、先進的な１００事例をつくり出す考えを示す。２０２１年度補正予算を使って、東南アジアで事業を展開する企業同士が部品の在庫データを共有する仕組みづくりも後押しする。

コロナ禍では、世界的な半導体不足が発生し、特定の国に頼らない供給網の重要性が再認識された。見える化により、瞬時に仕入れ先の状況が把握できれば、災害時だけでなく、平時でも市場動向に応じた生産が可能になる。

――――――――――

◇排出権高騰、脱炭素の課題に　「緑のインフレ」に拍車―欧州

＜時事ドットコム　2022 年１月４日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022010400140&g=int

欧州で二酸化炭素（ＣＯ２）の排出権価格が高騰している。脱炭素政策の推進に伴い天然ガス相場が急騰するなど「グリーンフレーション（緑のインフレ）」と呼ばれる物価高が意識される中、排出権価格の上昇がこの傾向に一段と拍車を掛けるとの警戒感も広がっている。今後の脱炭素政策の課題となりそうだ。

欧州連合（ＥＵ）域内でＣＯ２を排出する権利を市場で売買する仕組みは排出量取引制度（ＥＴＳ）と呼ばれ、先物価格は昨年１２月８日に１トン当たり９０ユーロを突破、最高値を更新した。１年前のほぼ３倍の水準だ。

「インフレの大きな要因は、ＣＯ２の取引だ」。ＣＯ２排出が多い石炭に電力の７割を頼るポーランドのモラウィエツキ首相は昨年１２月２１日、フェイスブックにこう投稿した。モラウィエツキ氏の発言の背景には、企業が排出権の調達コストをサービスなどの価格に転嫁する動きがある。

ＥＴＳは、発電所や航空会社など排出量が多い施設や事業者が対象で、定められた上限を上回るＣＯ２を排出する場合、相当分の排出権を購入する必要がある。ＥＵは脱炭素加速のため排出上限を段階的に引き下げており、多くの企業はＣＯ２削減努力が追い付かず、排出権購入を余儀なくされている状況だ。

欧州中央銀行（ＥＣＢ）のラガルド総裁は昨年９月、排出権取引などの取り組みは「インフレに直接的な影響を与える」と指摘。対策がなければ、特に低所得層に大きな影響を与えると警告した。

ＥＵ内ではポーランドのほか、チェコやスペインが、過度な値動きを抑えるため取引の規制強化を訴えているが、ドイツはＥＴＳを重視しており、折り合っていない。

****

[9] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 568 号　2022 年 1 月 6 日　から＞

〇欧州

・CHAPTER XI TRANSPORT AND COMMUNICATIONS B. Road Traffic 14. b Protocol amending article 1 (a), article 14 (1) and article 14 (3) (b) of the Agreement of 30 September 1957 concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Road (ADR)

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2021 年 12 月 29 日＞

https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XI-B-14-b&chapter=11&clang=_en

UNECE は、危険物の国際陸路輸送(ADR)に関する 1957/09/30 付け協定の第 1 条(a)、第 14 条(1)、および第 14 条(3)(b)を改正する 14.b 議定書に 2021/12/29 付けでジョージアが加入したことを掲載した。

・Current Testing Proposals

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 21 日＞

https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current

ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 19 物質における 46 件の試験提案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2022/02/04 まで。

・ECHA Weekly - 22 December 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 22 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-81

ECHA は ECHA Weekly の 2021/12/22 版を掲載した。

・Submitted restrictions under consideration

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 12 月 22 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/restrictions-under-consideration

ECHA は、クレイ射撃用ターゲット中に多環式芳香族炭化水素（PAHs）を含む材料の上市と使用に関する REACH 制限案について意見募集を開始した。意見提出の最終締切りは 2022/6/22 まで。

・欧州環境庁、EU はフッ素系温室効果ガス（F ガス）削減へ向け着実に前進と報告（発表日：2021/12/02）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 12 月 20 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46561&oversea=1

・欧州環境庁、不良な大気質による健康被害やまずと報告(発表日：2021/12/07)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 12 月 22 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46571&oversea=1

○米国

・EPA Announces Nationwide Monitoring Effort to Better Understand Extent of PFAS in Drinking Water
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 20 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-nationwide-monitoring-effort-better-understand-extent-pfas-drinking
EPA は、飲料水中の 29 種のペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）とリチウムの全米中の監視を確立するため、第 5 次の規制されていない汚染物質監視規則（UCMR 5）を最終化したことを発表した。この活動は、EPA の PFAS 戦略ロードマップの重要なマイルストーンであると説明している。

・EPA Takes Critical Step Towards Strengthening Science Used in Chemical Risk Evaluations
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 20 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-critical-step-towards-strengthening-science-used-chemical-risk-evaluations-0
EPA は、TSCA 体系的レビュープロトコルの草案をリリースした。このプロトコルは、TSCA の化学物質リスク評価に使用される科学的研究をレビューおよび選択するための EPA のアプローチを強化するものと説明している。レビュープロトコル草案　→
https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-12/draft-systematic-review-protocol-supporting-tsca-risk-evaluations-for-chemical-substances_0.pdf

・Alternate PCB Extraction Methods and Amendments to PCB Cleanup and　Disposal Regulations; Extension of Comment Period
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 20 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/20/2021-27407/alternate-pcb-extraction-methods-and-amendments-to-pcb-cleanup-and-disposal-regulations-extension-of
EPA は、「代替 PCB 抽出方法と PCB クリーンアップおよび廃棄規則の修正」と題する規則案への意見募集を 2022/01/20 まで 30 日間延長することを官報公示した。

・Science Advisory Committee on Chemicals (SACC); Notice of Public Meeting and Request for Comments on　Draft Toxic Substances Control Act (TSCA) Systematic Review Protocol
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 20 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/20/2021-27437/science-advisory-committee-on-chemicals-sacc-notice-of-public-meeting-and-request-for-comments-on
EPA は、TSCA の体系的レビュープロトコル草案を検討する化学物質に関する科学諮問委員会（SACC）の仮想公開会議が 3 日間開催されること、および当該プロトコル草案への意見募集を開始することを官報公示した。仮想公開会議は 2022/04/19 - 21（10:00 - 17:00 東部時間）に開催され、意見提出は 2022/02/18 まで。

・Revisions to the Unregulated Contaminant Monitoring Rule (UCMR 5) for Public Water Systems and Announcement of Public Meetings
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/27/2021-27858/revisions-to-the-unregulated-contaminant-monitoring-rule-ucmr-5-for-public-water-systems-and
EPA は、安全飲料水法（SDWA）の下で、公共用水中の 29 種のペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）およびリチウムを監視する規則の最終化を行っているが、もし EPA が特定の年に規則の実施に必要な予算を受け取れない場合には、監視業務の人員を減少させる最終規則を官報公示した。また、第 5 次の規制されていない汚染物質監視規則（UCMR 5）の実施に関して協議する Web 公開会議の開催を計画していると通知している。この最終規則は 2022/01/26 に発効する。

・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal and Consolidation of Two Currently Approved Collections Under Section 5 of the Toxics Substances Control Act; Comment Request

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 27 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/27/2021-28066/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-and-consolidation-of-two-currently

EPA は、既存の２つの情報収集要求（ICR）を統合し、「新規化学物質の製造前審査、および新規及び既存化学物質の重要新規利用規則（SNUR）に関する TSCA 第 5 条の報告と記録保持」と題する統合された ICR（EPA ICR No.2702.01）を審査と承認のため行政管理予算局（OMB）に提出する計画であることを通知し、当該 ICR に関する意見募集を行うことを官報公示した。意見の提出は 2022/02/25 まで。

・EPA Expands TRI Reporting Requirements for Ethylene Oxide and Ethylene Glycol by Requiring Reporting for 29 Sterilization Facilities

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 27 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-expands-tri-reporting-requirements-ethylene-oxide-and-ethylene-glycol-requiring

EPA は、有害化学物質排出目録（TRI）報告要件を拡大し、29 の契約滅菌施設にエチレンオキサイド（EtO）とエチレングリコールの報告を求めることを発表した。

・EPA Administrator Determination Extends TRI Reporting Requirements to Certain Contract Sterilization Facilities; Notice of Availability

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 28 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/28/2021-28067/epa-administrator-determination-extends-tri-reporting-requirements-to-certain-contract-sterilization

EPA は、緊急対処計画及び地域住民の知る権利法（EPCRA）に基づく裁量権の下で、特定の契約滅菌施設への有害化学物質排出目録（TRI）の報告要件を拡張することを官報公示した。エチレンオキサイド放出およびその他の廃棄物管理活動の報告要件を 29 の契約滅菌施設に拡張し、エチレングリコールの報告要件をこれらの施設のうち 16 施設に適用するもの。

・EPA Grants Petition to Order Testing on Human Health Hazards of PFAS

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 28 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-grants-petition-order-testing-human-health-hazards-pfas

EPA は、特定のペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）の人健康への有害性試験の実施を企業に強制するよう求める、ノースカロライナ州の公衆衛生および環境正義の 6 つの組織からの請願を認めることを発表した。EPA は請願を承認することで、PFAS に関する情報の作成を強制するために TSCA 権限を行使する予定であると説明している。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for November 2021

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 28 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/28/2021-28085/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-november-2021

EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/11/01～2021/11/30 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。意見提出は 2022/01/27 まで。

・Asbestos Part 2: Supplemental Evaluation Including Legacy Uses and Associated Disposals of Asbestos; Draft Scope of the Risk Evaluation To Be Conducted Under the Toxic Substances Control Act; Notice of Availability and Request for Comments

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 29 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/29/2021-28230/asbestos-part-2-supplemental-evaluation-including-legacy-uses-and-associated-disposals-of-asbestos

EPA は、TSCA に基づくアスベストのリスク評価パート 2「アスベストの過去の使用および関連する処分を含む補足評価」のスコープ文書草案を公開し、2022/02/14 まで 45 日間の意見募集を行うことを官報公示したリスク評価パート 2 は、2020年12月に完了しているアスベストリスク評価パート1において除外されたアスベストの使用条件を評価するもの。

スコープ文書草案　→

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/risk-evaluation-asbestos-part-2-supplemental-evaluation

・Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD); Draft Revision to Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Determination; Notice of Availability and Request for Comment

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 12 月 29 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/12/29/2021-28231/cyclic-aliphatic-bromide-cluster-hbcd-draft-revision-to-toxic-substances-control-act-tsca-risk

EPA は、臭素化環状脂肪族クラスターであるヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）の TSCA に基づくリスク評価の改訂されたリスク決定案を公開し、2022/02/14 までの意見募集を官報公示した。

〇カナダ

・Plastic pollution

＜カナダ　2021 年 12 月 25 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/plastic-pollution.html

カナダ政府は、プラスチック汚染に対処するため、特定の使い捨てプラスチック製品を禁止する提案規則を 2021/12/25 付けカナダ官報の Part I で公開した。また、この提案規則における使い捨てプラスチック製品の代替品選択ガイダンス(草案)を公開し、各々2022/03/05 まで 70 日間の意見募集を開始した。

〇カナダ官報　→ https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-12-25/html/reg2-eng.html

〇代替品選択ガイダンス（草案）　→

https://www.canada.ca/content/dam/eccc/documents/pdf/21233.01-Proposed%20Single-Use%20Plastics%20Regs-Report-EN-v5.pdf

---

〇オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 21 December 2021

＜オーストラリア　2021 年 12 月 21 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-21-december-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、審査証明書発行後５年が経過した３物質を、工業化学品法（IC Act 2019）第 82 条に従い公開し工業化学品インベントリに追加した。

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval- 21 December 2021

＜オーストラリア　2021 年 12 月 21 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-21-december-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、２件の工業化学品の名称の秘密企業情報（CBI）承認が取り消されたことから、当該物質の工業化学品のインベントリ情報を変更した。

****

[10] *その他*

・公用文に「？」「！」使えます！…国家公務員向け手引、７０年ぶり見直し

公用文作成の基準が変わるのは 70 年ぶり

＜読売新聞　2022 年１月８日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220107-OYT1T50309/

国家公務員の文書作成の手引となる「公用文作成の考え方」について、文化庁の文化審議会は７日、末松文部科学相に建議（提言）した。公用文作成の基準が変わるのは７０年ぶり。今後、各省庁に周知する。

■広報や記録　伝わりやすく

これまで基準となってきた「公用文作成の要領」は１９５２年に通知が出された。縦書きの文語体だった公用文を横書きの口語体に改める基となったり、当用（現在は、常用）漢字を使うよう求めたりした。

ただ、現在は要領と異なる使い方をしている場面も多いことから、見直すことになった。

変更点としては、「？」（疑問符）や「！」（感嘆符）の扱いについて、一般の人が見る広報文や発言の記録では、相手に伝わりやすくなる場合があるため使用できるとした。

また、横書きの読点として「，」（コンマ）を使うとされてきたが、「、」（テン）を原則とするほか、「等」「など」は読み手に内容が伝わりにくいため慎重に使うことが盛り込まれた。送り仮名を省く「手続」などの名詞については、一般向けの文書では「手続き」と送り仮名を付けることができるといった点も加えられた。

このほか、カタカナで書く外来語などに、ひらがなで振り仮名を付ける場合は長音符号を使えるようにする。例えば、「サービス」は、「さあびす」と振り仮名を付けてきたが、「さーびす」と書けるようになる。低学年の教科書や学校現場などでの運用が考えられる。

公用文の新しい書き方として今後、地方自治体などにも広まる見通しだ。

公用文作成の変更点

	旧	新
横書きの読点の付け方	コンマ「，」	テン「、」が原則
「？」「！」	言及がなく、原則使わない	必要に応じて使用可
送り仮名を省く名詞	「届出」「手続」	「届け出」「手続き」も可
カタカナにひらがなで振り仮名を付ける場合	ぼおる（ぼうる） さあびす	ぼーる さーびす

・<u>定員割れ続出で大学全入時代へ</u>

＜産経ニュース　2022 年 1 月 10 日＞

https://www.sankei.com/article/20220110-ZC2GKETS2JJ3LFF2J6JM2CBXNM/?outputType=theme_nyushi

大学受験の本格的なシーズンが到来した。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、大学入学共通テストの導入を迎えた昨年度入試から１年。新型コロナへの対応は今年も避けられない。

昨年９月、日本私立学校振興・共済事業団が公表した調査結果は衝撃的だった。私立大学の昨春の入学定員充足率が９９・８％となり、調査開始以来初めて全体で１００％を下回ったからだ。入学定員は増加した一方で、入学者数は前年から約１万人減となり、定員割れとなった大学は全体の半数を占めた。大学全入時代がすぐそこまで来ていることが、明らかになってきたのだ。

背景にあるのは、もちろん少子化による１８歳人口の減少だ。平成３０年以降は、大学志願者数も減少に転じた。３０年の１１８万人をピークに年２～３万人ずつ減少し、令和１３（２０３１）年には１００万人を割ると見込まれている。

ただ、受験人口が減少しているにもかかわらず、新しい大学、学部などの設置や、私立大を中心とした入学定員の増加は続いていくとされる。

大手予備校「河合塾」によると、令和４（２０２２）年度入試の入学定員を増やした私立大学は３２校。今春開校する３大学も含め最大約３千人の増員が見込まれるという。

また、河合塾が中・大規模大学（収容定員４千人以上）７５校を対象に行った調査では、昨春の定員充足率は前年とほぼ同水準の１０１・８％を維持した。一方で、一般選抜の合格者数は前年比１１１％と増やしており、今後も増加傾向は変わらないと見込まれている。

河合塾教育研究開発本部の近藤治・主席研究員は「ある程度の競争が強いられる一部難関大を除き、行き先を選ばなければ大学に入れる全入時代が目の前まで来ている」と話す。

大学の新設や統合、改組の動きのうち、国公立で注目を集めているのは大阪市立大と大阪府立大の統合により新設される大阪公立大。奈良女子大の工学部新設も話題だ。また、金沢大と富山大は共同教員養成課程を設置する。

私立では、兵庫医科大と兵庫医療大の統合、青山学院大の法学部ヒューマンライツ学科、順天堂大の医療科学部新設などの動きがある。また、今後は私立を中心に郊外から都心部へキャンパスを移転させる動きも。受験生は志望校決定前に移転計画の確認も大切だ。

****

[付録]

◇職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介　　上記［4］関係
～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

＜労働安全衛生総合研究所　2021 年 11 月 2 日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

別添資料１　化学物質規制の見直しについて（職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント）～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000807803.pdf

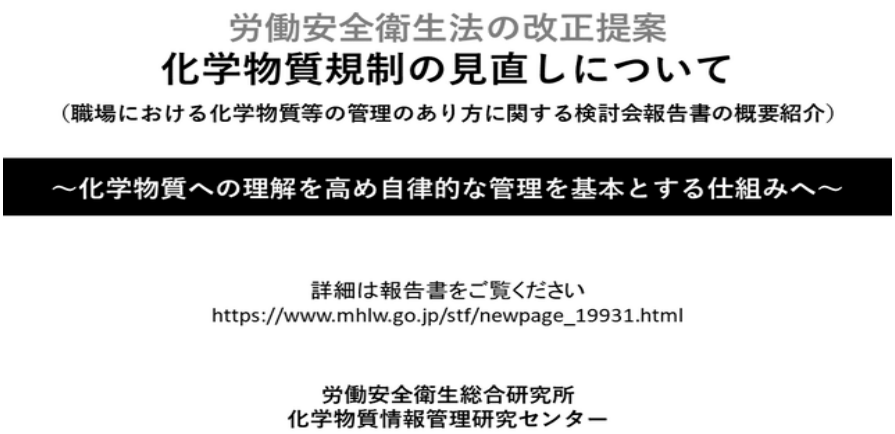

スライドダウンロード　　https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikata_slide.pdf#zoom=100

◆化学物質の管理が大きく変わろうとしています

◆自律管理型への転換の、背景と提言

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要

◆現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

これが現在の化学物質規制のイメージです。

◆化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

「自律的管理」においては、危険性・有害性に関する情報が確実に伝達される必要があります。

そこで国が危険性・有害性分類（GHS 分類）を行い、危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、譲渡・提供時に、ラベル表示や SDS 交付によって危険性・有害性の情報を伝達することを義務づけ、伝達された情報に基づいてリスクアセスメントを実施し、労働者が吸入する濃度が国が定める管理基準を超えないようにすることが義務づけられます。

◆見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

「自律的な管理」に必要な危険性・有害性情報の伝達強化に伴って、対象物質（※）が大幅に拡大します。

（※対象となる物質は、国による GHS に基づく危険性・有害性の分類の結果、危険性・有害性の区分がある全ての物質です。

GHS 分類済みの物質の一覧は NITE の「政府による GHS 分類結果」のページで確認できます）

そして、国が定めた管理基準を達成する手段は、例えば、

① 有害性の低い物質への変更
② 密閉化・換気装置設置等
③ 作業手順の改善等
④ 有効な呼吸用保護具の使用

などの中から、有害性情報に基づくリスクアセスメントの結果を踏まえて事業者が選ぶことができます。

◆国による GHS 分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

これまでに約 3100 物質が GHS 分類され公表されていますが、表の上段にあるように、国による GHS 分類は毎年

50～100 物質のペースで今後も続き、これらは順次ラベル表示・SDS 交付が義務化されます。

既に分類され、まだラベル表示・SDS 交付の義務化がされていない物質は、表の中段のスケジュールで順次義務化される予定です。

さらに下段には、ばく露濃度の管理基準が設定されるスケジュールを示しています。

◆化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

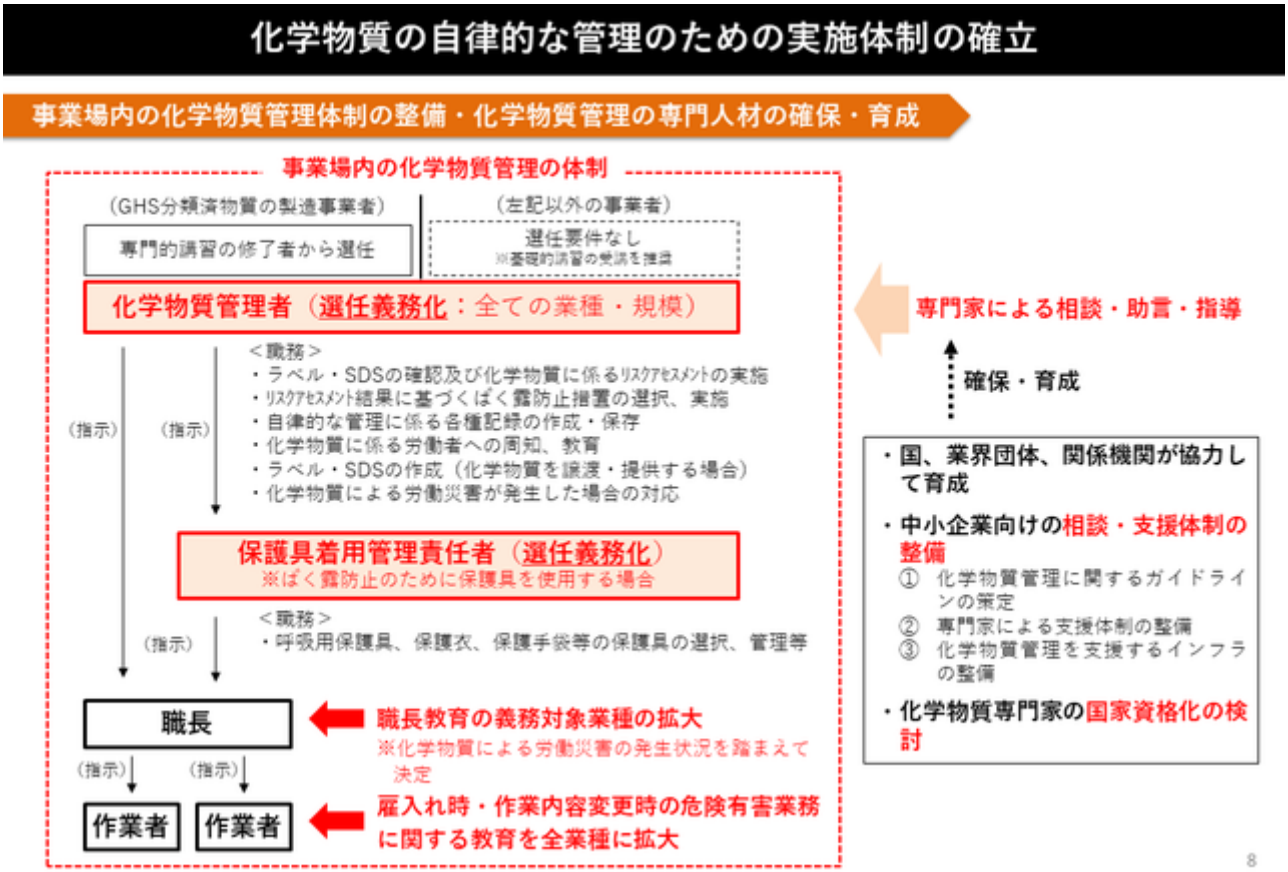

この表は「自律的な管理」を実行する体制と必要な教育について示しています。

化学物質を使う全ての事業場に化学物質管理者の選任が義務づけられ、その役割は

- 危険性・有害性の確認
- リスクアセスメントの実施
- ばく露防止対策
- 必要な記録保存
- 労働者の教育
- 労働災害対応

など化学物質管理の全般にわたります。

また、保護具着用管理責任者は、ばく露防止対策として保護具を使う化学物質取扱い事業場には選任義務があります。

化学物質管理の教育は、職長や一般作業者にも拡大されます。

また、小規模事業場からの相談に応じる専門家を確保育成し、中小企業向けの相談・支援体制の整備も順次具体化されていきます。

◆おわりに

以上が「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書の概要の紹介となります。

さらなる詳細については厚生労働省がプレスリリースしている報告書をぜひご覧ください。

そして化学物質による労働災害により苦しむ労働者をなくすために、化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへと転換するにあたり、わたしたち化学物質情報管理研究センターは、皆様への情報発信を今

後も行っていきます。

　よろしくお願いいたします。

◆参考資料(リンク先は厚生労働省)

- 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書を公表します（2021 年 7 月 19 日　厚生労働省報道発表資料）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19931.html

- 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19932.html

- 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　第 1 回～第 15 回　資料・議事録等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06355.html

********** 以上 **********